

# 令和2年度国民年金保険料について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業などにより次の3種類に分類されます。

	必ず加入する人		
	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合などに加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）
保険料	自分で保険料を納めます。	厚生年金保険料を納めます（国民年金保険料が含まれます）。	自分で保険料を納める必要はありません（配偶者が加入する年金制度が負担します）。

※ 65歳以上70歳未満で厚生年金保険や共済組合に加入している人のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

## 国民年金の保険料

### 令和2年度保険料 月額16,540円

第1号被保険者には令和2年4月中に日本年金機構から納付書が送付されます。納付書は3種類（1年前納用、6カ月前納用【前期・後期】、月別納付書）同封されています。いずれかの納付書に現金を添えて、全国の金融機関、ゆうちょ銀行、指定のコンビニエンスストアで納付期限までに納めてください。

現金納付による2年前納を希望される場合は、別途申し込みが必要です。京都西年金事務所（☎075-323-1170）へ問い合わせてください。

※ 納付額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人の申し出により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。未納にせず、必ず免除の申請をしてください。

## 前納割引制度（現金納付の場合）

国民年金保険料の支払いには、まとめて前払いすると割引される前納割引制度があります。お得な前納割引制度をぜひ利用してください。

	本来納付額	前納額	割引額	納付期限
毎月納付	16,540円	—	—	翌月末
6カ月前納	99,240円	98,430円	810円	4月～9月分保険料 4月30日（木） 10月～翌年3月分保険料 11月2日（月）
1年前納	198,480円	194,960円	3,520円	4月30日（木）
2年前納	397,800円 ※ 令和3年度保険料 月額16,610円	383,210円	14,590円	4月30日（木）

※ 月末が休日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

### 20歳になられる皆さんへ

国民年金、厚生年金保険に加入された人には年金手帳が交付されます。年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きの際にも使用しますので、大切に保管してください。

問 京都西年金事務所 ☎075-323-1170

市役所1階市民課国民年金係（4番窓口） ☎25-5020 ☎25-5021

（市民課）

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう